（介護休業手当金）

第百十五条の三　法第七十条の四第一項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者は、組合員と同居し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。

［一～四　略］

2　法第七十条の四第一項に規定する主務省令で定める組合員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員である組合員とする。

3　法第七十条の四第一項に規定する主務省令で定める者の承認は、市町村の教育委員会の承認とする。

第百十五条の四　法第七十条の四第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

［一～七　略］

［２・３　略］

（育児時短勤務手当金）

第百十五条の五　法第七十条の五第一項の規定により育児時短勤務手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児時短勤務手当金請求書を組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

三　所属機関の名称及び所在地

四　育児時短勤務（法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務をいう。以下この条において同じ。）の開始年月日及び終了予定日

五　育児時短勤務に係る子の生年月日

六　育児時短勤務を開始する前の一週間の所定勤務時間

七　標準報酬の等級及び月額

八　支給対象月中の一週間の所定勤務時間及び支給対象月に支払われた報酬の額

九　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　育児時短勤務に関する所属機関の長の証明書

二　支給対象月中の一週間の所定勤務時間及び支給対象月に支払われた報酬の額についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書

三　その他必要な書類

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る

（介護休業手当金）

第百十五条の三　法第七十条の三第一項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者は、組合員と同居し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。

［一～四　同上］

2　法第七十条の三第一項に規定する主務省令で定める組合員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員である組合員とする。

3　法第七十条の三第一項に規定する主務省令で定める者の承認は、市町村の教育委員会の承認とする。

第百十五条の四　法第七十条の三第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

［一～七　同上］

［２・３　同上］

［新設］

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　［同上］